

議案第 34 号

湯梨浜町情報公開条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町情報公開条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

湯梨浜町情報公開条例の一部を改正する条例

湯梨浜町情報公開条例（平成16年湯梨浜町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>実施機関</u>」とは、町長（<u>地方公営企業の管理者としての権限を行うものを含む。</u>）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、<u>財産区</u>及び議会をいう。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定<u>又は実施機関が法律若しくはこ</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、<u>水道事業及び議会</u>をいう。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令<u>又は</u>条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとき</p>

れに基づく政令の規定により従う義務を有する指示（地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができないとされている情報

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 当該個人が公務員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場

れている情報

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 当該個人が公務員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）であ

合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 略

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人（以下「国等」という。）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

る場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 略

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 国、独立行政法人等、地方独立行政法人及び他の地方公共団体その他公共団体（以下「国等」という。）との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの

(6) 実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 略

オ 略

カ 町、他の地方公共団体若しくは独立行政法人等が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 略

(情報公開審査会)

第18条 次に掲げる事務を行うため、湯梨浜町情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 第16条の審査請求等について調査審議すること

(2) 湯梨浜町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年湯梨浜町条例第●号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること

(3) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること

2～6 略

ウ 略

エ 略

オ 町が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 略

(8) 実施機関（町長、水道事業を除く。）並びに議会の委員会、町の執行機関の附属機関及び専門委員その他これに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等に記録されている情報であつて、公にすることにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため、当該合議制機関等が議決等によりその全部又は一部について公にしないこととしたもの

(情報公開審査会)

第18条 第16条の審査請求等について調査審議するため、湯梨浜町情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2～6 略

(提出資料の写しの送付等)

第18条の6 審査会は、第18条の2第3項若しくは第4項若しくは第18条の4の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2～4 略

(出資等法人及び指定管理者の情報公開)

第23条 町が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの（以下「出資等法人」という。）及び町が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、町の公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者（指定管理者が出資法人等である場合を除く。以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資等法人及び指定管理者が保有する情報（指定管理者にあっては、当該指定管理者が管理する公の施設に係るものに限る。）の公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 略

(提出資料の写しの送付等)

第18条の6 審査会は、第31条の2第3項若しくは第4項若しくは第31条の4の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2～4 略

(出資等法人及び指定管理者の情報公開)

第23条 町が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの（以下「出資等法人」という。）及び町が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、町の公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者（指定管理者が出資法人等である場合を除く。以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資等法人及び指定管理者が保有する情報（指定管理者にあっては、当該指定管理者が管理する公の施設に係るものに限る。）の公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。